

## 石綿の健康リスク調査にかえて来年度から実施されようとしている「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」計画の抜本的見直しを求める意見書

環境省による石綿対策の一つとして実施されてきましたリスク調査が、来年度より試行調査として計画されています。

リスク調査は、多くの労災認定者を出した石綿事業場、特に、周辺住民の石綿被害が認められた七地域を対象に実施され、被害実態の一部を確認するとともに、石綿関連所見が明確で、リスクの大きい周辺住民等の健康管理対策となってきました。

羽島市においてはリスク調査に協力し、アスベスト問題の調査・追究を全市的に行ってきました。そうした実情を踏まえれば、環境省によるリスク調査は、本来的にはすみやかに羽島市を含み石綿関連地域の周辺住民等すなわち労働者以外の健康管理対策として制度的に確立されるべきであると考えます。

ところが、今般、環境省が計画中の試行調査は、こうした私たちの実感と期待に反する内容となっています。したがって、試行調査の内容について、抜本的な見直しが行われるよう次の通り要望いたします。

### 記

#### 1) リスク調査と同様に、費用の全額を国の負担とすること

試行調査は、自治体が発行している肺がん検診を活用することとなっており、自治体と受信者への費用負担を強いることを基本としています。これは、石綿被害について国の責任を無視しており、同時に、リスク調査の成果を踏まえない内容です。

また、有所見者に対する精密検査の費用について、試行調査では CT 検査のみ国負担とし、ほかは、医療保険を使用し自己負担する、とすることに変更されます。しかし、調査対象者からの疾病発生についての把握は今後も重要な知見であり、継続的に、精密検査費用について国の負担で実施するべきです。

#### 2) 毎年の CT 検査を認めること

リスク調査で確認・発見された周辺住民等の石綿関連所見有所見者は、工場労働者なみの所見を持つ方が多数います。同様のばく露を受けたとしても所見の現れ方は大きな幅がありますから、所見のない方も所見のある方とあわせて、石綿による健康リスクが高い方々として健康管理対象者とされるべきです。

胸部 CT 検査が胸部直接撮影レントゲン検査に比してはるかに胸膜プラーク所見の発見率が高く、その他の石綿関連疾患でも発見率の高い場合がみられるため、リスク調査において胸部 CT の実施が必須ですから、ハイリスクである調査対象者には、今後も、毎年の CT 検査実施を原則として認めるべきです。

3) 労働者以外の石綿健康管理制度の確立すること

労働者以外の石綿被害者が多数存在していることは、石綿救済法による認定状況をみれば明かです。リスク調査は石綿疾病予備軍たるハイリスクの方々が存在していることを部分的にではあれ、明らかにしました。こうした現状に対して、国は早急に、労働者の石綿健康管理制度と同様な制度を確立すべきです。

4) 周辺住民への石綿の影響をより具体的に確認するための情報の分析を継続・深化すること

これまでのリスク調査によって蓄積されている知見、情報を引き続き積み重ね、今後の住民の健康管理対策に活用すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月22日

羽 島 市 議 会

提出先：衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣  
環境大臣